

計量国語学会著作権取扱規定

制定：2010年9月11日，施行：2011年4月1日

最終改正：2024年9月28日

（目的）

第1条 本規定は，計量国語学会（以下，学会という）が刊行する学会誌（以下，学会誌という）に掲載される論文等の著作物（以下，著作物という）について，その著作権，および，著作物の複製物の公開（以下，複製公開という）に関する取り扱いを定めるものである。

（学会による著作権の保有）

第2条 2011年度以降に刊行された学会誌に掲載された著作物の著作権は学会が保有する。

2. 当該著作物の著者（以下，著者という）は，学会に著作物を投稿した時点で，本規定を了承したものとする。
3. 学会が著作物を学会誌に掲載することを決定した時点で，原則として当該著作物の著作権が学会に譲渡されたものとする。
4. 第2条に定める原則が適用できない合理的な理由がある場合，著者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取り扱いについては著者と学会との間で協議の上決定するものとする。
5. 著者が投稿前あるいは投稿時に当該論文に CC-BY ライセンスを付与し，そのことを論文中で明示した上で，投稿時にその旨を投稿窓口あてに申し出た場合は，学会への著作権の譲渡は不要とする。
6. 学会が著作物を複製公開して対価を得た場合，著者は対価に関する権利をもたない。

（著者による印刷媒体での著作物の複製公開の条件）

第3条 著者は，学会誌の電子公開後，即時に，機関リポジトリ・プレプリントサーバー等の電子媒体において，および，書籍・学位論文等の印刷媒体において，自身の著作物の複製公開を行うことができる。また，著作物を他の言語に翻訳の上，電子媒体および印刷媒体において複製公開を行うことができる。

（共著著作物の複製公開の条件）

第4条 共著著作物を複製公開しようとする場合，著者は他のすべての著者の了解を事前に得るものとする。

（著者による著作物の複製公開にかかる告知義務）

第5条 第3条の定めにより著作物を複製公開する場合，著者は学会への告知義務を有さない。

(著者による著作物の複製公開時の出典等の表示)

第6条 第3条の定めにより著作物を複製公開する場合、著者は初出が学会誌であること、また、著作物に対する修正がなされているか否かを明示的に表示する義務を有する。

(著者が行う複製公開による対価)

第7条 第3条の定めにより著者が著作物を複製公開して対価を得た場合、学会は対価に関する権利を主張しない。

(本規定に定めがない事項の取り扱い)

第8条 本規定に定めがない著作権上の事項の取り扱いについては、学会と著者との間で別途協議の上決定するものとする。

(本規定施行以前の著作物の著作権の扱い)

第9条 2010年度以前に刊行された著作物については、従前通り、著作権は著者が保有するものとする。

附則[2010.9.11]

本規定は、2011年4月1日から施行するものとし、2011年6月発行の「計量国語学」28巻1号より適用するものとする。

附則[2021.7.17]

本規定は、2021年9月18日から適用する。

附則[2024.09.28]

本規定は、2025年4月1日から適用する。